

「ストレスチェックのその先へ！義務化時代の

結果活用と職場環境改善」の開催について

50人未満の事業所にストレスチェックの実施が義務化されます
結果の読み方・結果の活用の仕方は？

令和7年改正労働安全衛生法において、これまで努力義務とされていた50人未満の事業所においてもストレスチェックの実施が義務化（3年以内施行）されました。ストレスチェックは「実施する」から「活用する」時代へと変わります。義務化の現状、結果の読み方から集団分析、セルフケア・ラインケア教育への応用、職場環境改善までを事例を交えながら網羅的に学びます。

多くの関係者の皆様のご参加をお待ちしております。

1. 開催日時 令和7年 11 月4日（火） 14時～15時30分
2. 会 場 ボルファート富山 2階大ホール
富山市奥田新町8-1
3. 講 師 中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンター
専門役（心理相談員・産業カウンセラー） 山口 良枝 氏
4. 参加費 入場無料
5. 定 員 100名（先着順）
6. 申込期日 10月10日（金）
7. 申込方法 申し込みはすべて FAX(0766-25-8867)にて高岡支部まで
8. 注意事項 本参加申込書をセミナー会場当日受付にご提出ください。

< 労務・衛生部会合同セミナー申込書：ストレスチェックのその先へ！ >

事業所住所：

〒

事業所名：

事業所TEL：

参加者名：

* 本申込みにより得られた個人情報につきましては、当セミナー開催目的以外に利用する事はありません。

本申込書をセミナー当日受付にご提出ください